

川西市留守家庭児童育成クラブ（学童）

けやキッズ

入所のしおり

令和6年度4月入所 受付期間

令和5年11月1日（水）～

令和5年11月28日（火）※期限厳守

- ※ 現在（令和5年度）留守家庭児童けやキッズに入所している児童も入所申請が必要です。
- ※ 申請書類に不備がないよう、提出書類チェックリストにて確認のうえ提出してください。書類不備の場合、受理できないことがあります。
- ※ 先着順ではありません。



運営会社：合同会社コスモ

〒665-0831 兵庫県宝塚市米谷 1-7-24-1

問い合わせ先

電話：070-2675-9934

メールアドレス：keyakids.kawanishi@gmail.com

ホームページ：https://keya-kids.com

※この「入所のしおり」は、令和5年9月現在の内容で作成しております。掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

1. 留守家庭児童育成クラブ「けやキッズ」とは

- 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。
- 保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

2. 入所対象児童について

けやキッズに入所するためには、次に掲げる要件を全て備えている必要があります。

- ① 小学校及び特別支援学校小学部に在籍する1年生から6年生の児童であること。
- ② 保護者が就労により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ、15:00以降まで勤務し、昼間家庭において児童が適切な保育を継続的に受けることができないこと。
(その他の理由で児童が適切な保育を継続的に受けることができない場合は事前にご相談ください)
- ③ けやキッズにおける集団での生活が可能であること。
- ④ けやキッズの活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。

※ 保護者が育児休業を取得する児童は対象となりません。

※ 育成料、おやつ代の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。

※ 夏休み等の長期休業中のみの利用はお断りしています。また、前年度途中退所された方については退所された理由により、入所の優先順位に影響する場合があります。

※ 勤務について、「15:00以降」とは労働時間のことを指します。通勤時間は含みません。

※ 放課後等デイサービスの利用により週3日の出席を欠く場合は、上記④の要件を備えているとみなします。(例：週2回けやキッズを利用し、週1回放課後等デイサービスを利用する場合)

3. けやキッズの概要について

変更があれば、ホームページなどでお知らせします。

(1) 運営主体

合同会社コスモ 〒665-0831 兵庫県宝塚市米谷 1-7-24-1

(2) 入所定員

40人を予定しています。

※ 入所希望者が定員を超える場合は、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して調整します。その結果、入所を待機していただく場合があります。

(3) 開所日及び開所時間

開所日	開所時間	延長育成時間
授業のある日	下校時～17:00	17:00～19:00
土曜日	8:00～17:00	実施なし
授業のない日(平日)※1	8:00～17:00	17:00～19:00

(※1) 創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬休み中

- 開所日の月曜日から金曜日は 19:00 まで延長育成を実施しています。
- 授業のない日における通所については、通所時間を厳守してください。（開所時間の午前 8 時よりも早く学校に通所しても、けやキッズは開所していません。児童が外で待機しなければならない状況になりますので危険防止のためにも、午前 8 時以降の通所にご協力ください。）
- 帰宅途中の安全確保が必要であると判断したときは、早めに帰宅させることがあります。
（例：11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期、暴風・大雨・雷等の恐れがあるときなど）
- 11月～1月（冬季休業終了まで）の間で日没が早い時期での帰宅については、次のいずれかより選択してください。
 - ◇16:30 での帰宅（集団下校）
 - ◇17:00 までの帰宅（保護者または保護者の代理人（18 歳以上）によるお迎え）
 - ◇19:00 までの帰宅（延長育成利用者のみ）

(4)休所日

けやキッズを開所しない日は次のとおりです。

	けやキッズを開所しない日（休所日）
①	日曜日、国民の祝日
②	8月13日から8月15日まで
③	12月29日から31日まで及び1月2日から3日まで
④	気象警報発令時、災害時等（※2）
⑤	その他、市長が必要と認める日

（※2）

- 川西市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「特別警報」のいずれかが発表され、または発表される見込みで学校が臨時休校となる場合、けやキッズは休所とします。
- 学校の活動時間帯に警報が発表され、13:15 までに下校となった場合は、けやキッズは休所とし、児童は学校の指示に従って下校します。
- けやキッズの開所時間中に上記の警報が発表された場合は休所とし、原則けやキッズから緊急連絡先へ連絡してお迎えの依頼をしますので、すみやかにお迎えをお願いします。
- 土曜日や学校の創立記念日、学校行事等の代休日ならびに春・夏・冬季休業期間中については、上記の警報が午前 7 時時点で発表中のときは「自宅待機」とし、午前 9 時までに警報が解除されなければ、その日のけやキッズは休所とします。午前 9 時までに警報が解除された場合は、解除された時点から開所します（弁当持参）。開所となった際、当初出席予定であったものの欠席する場合は、必ずけやキッズへ連絡してください。
- 児童の安全面でけやキッズへの通所が危険だと思われる場合、保護者の判断により無理に通所させないようお願いいたします。特に、午前 9 時までに警報が解除された場合であっても、普段と通所の時間帯や通学路の状況が異なることがありますので、児童の安全面への配慮についてお願いします。
- インフルエンザ等による学校閉鎖または学級・学年閉鎖になったときについては、次のとおりとします。
 - (1) 学校閉鎖（全児童）になった場合は、けやキッズは休所とします。
 - (2) 学級・学年閉鎖の場合は、その当該学級・学年の児童は、けやキッズへ通所することはできません。

(5)所在地

川西市けやき坂 3-30-9
070-2675-9934

4. 費用について

(1) 育成料について

児童 1 人につき月額 7500 円です。月途中の入退所や当該月の全てを欠席された場合も、当該月の育成料は全額納付していただきます。

なお、17:00 以降の児童の預かりについては、延長育成料が発生しますので、ご注意ください。

① 納付方法

指定口座への振り込みにてお願いします。

② 育成料の減免

次の事項に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

減免の申請には、育成料減免申請書と添付書類の提出が必要となります。

※ 年度途中の減免申請は、減免申請する月の末日が締め切りとなります。

注意：下記区分2(2)での減免申請の場合、川西市への転入時期によっては※印の添付書類の提出が必要な場合があります。また、川西市への転入手続きが未完了の方・ご家族が別世帯の方は、提出が必要です。

区分	減免理由（児童の属する世帯の区分）	添付書類	減 額
1	(1) 生活保護法の規定による被保護世帯	生活保護適用証明書 *1	全額
	(2) 市民税の所得割が非課税となる世帯	同居している方全員の住民票の写し *2 同居している 18 歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書） *2	全額
2	(1) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書（写し） *1	2 分の 1
	(2) 児童扶養手当法第 9 条及び第 10 条に規定する所得の額に満たない世帯	同居している方全員の住民票の写し *2 同居している 18 歳以上の方全員の課税証明書（または非課税証明書） *2	2 分の 1
	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯	特別児童扶養手当証書（写し） *1	2 分の 1
3	市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯	り災証明書等	状況に応じて
4	1 世帯につき 2 人以上の児童を入所させている世帯		2 人目以降の育成料を、1 人目の育成料の 2 分の 1

※ 年度途中の減免申請については、該当する月の末日までに申請してください。申請前に遡って減免することはできません。

※ 区分「4」は、公設クラブと民設クラブに入所させている児童が 1 世帯につき合計 2 人以上の世帯も対象となります。その場合、育成料減免申請書（様式 6）の提出先は、公設クラブに入所している児童分は入園所相談課、民設クラブに入所している児童分は各民設クラブです。

- 申請時及び年度途中で減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
- 年度途中で再度、添付書類の提出を求める場合があります。
- 生活状況や申告内容（所得）、家族構成等に変更があり、事前に連絡をいただいていない場合は、遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡（ご確認）ください。

(2) 実費費用について

- 育成料とは別に、児童が個別に消費するおやつ代（月額 2000 円：※1）・校外行事等の事業を実施する場合はの実費が必要になります。お支払いについては、直接支援員にお渡しください。
 - ・ おやつ代は、予定購入の関係上、日割りによる返金できません。
 - ・ おやつ提供時、けやキッズではアレルギーの除去や摂取量の調整ができませんので、食物アレルギーがある場合は、児童の安全を第一に、保護者によるおやつ持ち込みへの協力をお願いします。
 - 傷害保険加入料については、育成料に含みます。
- ※1 おやつ代は、7・8月のみ 2500 円（月額）になります。

5. 延長育成について

(1) 延長育成時間及び延長育成料

	延長育成時間	延長育成料(児童1人につき)
月曜日から金曜日 (学校休業日を含む)	17:00～18:30	月額 3000 円もしくは 1 回 600 円
	18:30～19:00	15 分ごとに 200 円 ※月額料金はありません
土曜日	実施しません	

通常の育成料に加えて、児童1人につき月額 3000 円です。(17:00～18:30)

※18:30～19:00 までは別途延長料金が必要です。(15分ごとに 200 円)

- ① 延長育成を利用する場合は、17:00までの通常の育成料に加え、利用時間の区分に応じた上記延長育成料が必要です。
- ② 通常の育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。

(2) 対象児童

延長育成に登録できる対象児童は、次のすべての事項に該当する児童です。

- けやキッズに入所する児童で保護者の勤務等の理由により、17:00 以降もけやキッズ活動が真に必要なであると認められる児童であること。
- ※ 入所申請時の申請書及び勤務証明の記載内容と相違のないようお願いします。
- 19:00 までに、保護者または保護者の代理人(18歳以上)によるお迎えが可能である児童であること。

(3) 延長育成の登録申請等

延長育成の利用を希望する児童の保護者は、「延長育成利用申請書(様式5)」をけやキッズに提出してください。(許可は翌月以降となります)。

(4) 延長育成を利用する児童の下校方法

延長育成を利用する児童の下校につきましては、必ず 19:00 までに保護者または保護者の代理人(18歳以上)がお迎えに来てください。

※ 19:00 までにお迎えができない場合や、延長育成料の未納が続く場合は、延長育成の利用の許可を取り消すことがあります。

(5) 延長育成を利用しない児童の下校方法

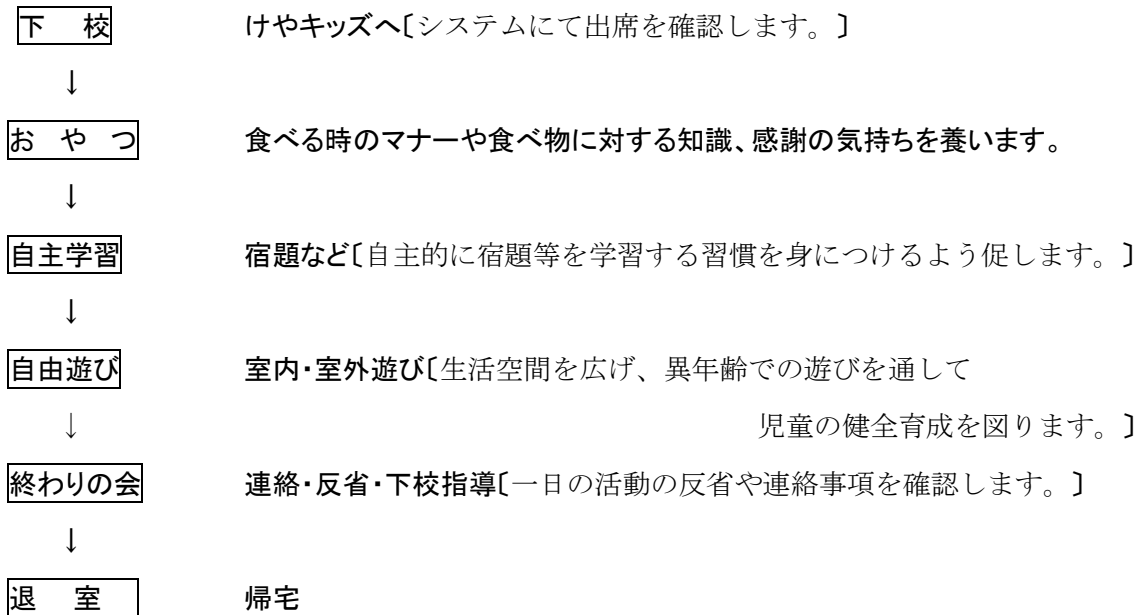
延長育成を利用しない児童につきましては、17:00(11月～1月(冬季休業終了まで)の間で日没が早い時は 16:30)に集団下校いたします。

(6) 延長育成の一時利用

- ① 一時的に延長育成が真に必要なと認められる児童は、その必要な時に延長育成を利用することができます。なお、対象児童及び下校方法については、上記の事項と同じです。
- ③ 延長育成の一時利用の育成料は、児童1人1回につき 600 円(17:00～18:30)です。18:30～19:00 までは別途延長料金が必要です。(15分ごとに 200 円)
- ④ 月単位での上限額、減免はありません。また、月途中での延長一時利用から延長育成登録への変更はできません。

6. けやキッズの活動について

主なけやキッズの活動は、次のとおりです。



(1) けやキッズからの登下校について

- 支援員による付き添いは行いません。（緊急時を除く）
- 来所・帰宅する通学路については、お子さまとともに確認しておいてください。また、安全指導として、次のことからもしっかり守るようご家庭で話し合ってください。
- ・交通ルールを守ること。
- ・学校で決められた道（通学路）を通り、寄り道をしないこと。
- ・知らない人に誘われても、絶対について行かないこと。
- ・同じ方向の児童は、できるだけ一緒に帰るようにすること。
- ※ 緊急時の対応の仕方等についても話し合っておいてください。
- ※ 支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または保護者の代理人（18歳以上の方）の送迎をお願いします。
- お迎えが午後5時を過ぎた場合、次のとおり延長一時利用料金が必要ですのでご注意ください。
 - ・午後6時30分までにお迎え：児童1人1回につき600円
 - ・午後6時30分以降は15分ごとに児童1人200円
- ※延長育成の利用者についても、お迎えが午後6時30分を過ぎた場合、延長一時利用料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) 欠席・早退等の連絡方法について

- けやキッズの欠席・早退の連絡は、必ずアプリ（コドモン）にてお知らせください。お子さまからの口頭での欠席・早退の連絡は、受け付けません。急な欠席・早退などの際は、直接、けやキッズに電話でご連絡ください。
- 早退・途中退出のときは、けやキッズを退室する時刻をお知らせください。
- 習い事やその他毎週決まった日の欠席や早退、中抜けは、支援員に届け出てください。その都度の連絡は必要ありません。なお、予定の変更がある時は必ずけやキッズへご連絡ください。
- 無断欠席のときは、お子さまの所在と安全確認のために、保護者の勤務先または自宅、緊急連絡先等に連絡することがあります。
- 中抜け等で習い事に行くことは可能ですが支援員の送迎はありません。また、けやキッズからの移動途中での事故や、夏季休業中に行われる開放プールでの事故等について、けやキッズでは責任を負いかねますのでご了承ください。

(3)非常事態等における対応について

- 学校の活動中に、事件や危険情報が入った場合、学校の状況を鑑みてけやキッズは休所とする場合があります。
- けやキッズの開所中に、事件や危険情報のため児童の帰宅に安全確保が必要な場合は、けやキッズから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。
- 児童の安全面を考慮して、授業終了後の一斉下校や学年ごとの集団下校等が数日間続く場合、詳細は小学校ごとで異なることがあります。けやキッズにおいては原則として次のとおりとします。

・学校が全員での下校をするとき

- A) 学校の指示に従い一斉下校（全児童）で帰宅する。
 - B) けやキッズに通所し保護者の迎えによる帰宅をする。
- ※ AまたはBの選択による帰宅となりますので、事前に話し合っておいてください。

・学校が学年ごとに下校をするとき

通常通り、けやキッズから帰宅を行い、支援員が途中まで付き添います。

※ 上記の各状況の帰宅について、各家庭で帰宅の方法や児童から保護者への連絡方法、鍵の所持所在等についても話し合っておいてください。

(4)その他、保護者へのお願い

- 着替え（下着等）をロッカーに1セット用意しておいてください。
- 給食のない日は、昼食が必要となります。
- 宿題は「帰ったらすぐにする」という習慣をつけるため、けやキッズにおいても自主的に取り組むよう声かけをします。
- 保護者等による保育が可能なときは、自宅で保育してください。
- 学校保健安全法で定められた学校感染症にかかった場合は医師の治療を受け、通所の許可があるまで家で休んでください。治癒後通所するときは、医療機関で「意見書（治癒証明書）」を記入してもらったものを提出してください。（既に学校に提出している場合、再提出は不要です。）

7. 傷害保険について

(1)傷害保険の加入について

- 入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。
- 保険加入料は、育成料に含まれていますので、別途ご負担いただく必要はありません。

(2)傷害保険の内容について

①保険名称：「塾総合保険」（日本興亜損保）

②対象となる事故：けやキッズの管理下で行なわれた団体活動と、自宅とけやキッズとの通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。

（ただし、学校管理下における活動中の事故や行き帰りの寄り道による事故は除きます。）

※ 保険適用拡大の為、各家庭で本児に対する日常賠償保険の加入をお勧めしています。

③保険金額：○ 死亡：200万円 ○ 後遺障害：200万円
○ 入院日額：3,000円 ○ 通院日額：2,000円

※ いずれも、事故の日、傷害を被った結果、入院した場合、180日以内が保険金支払いの対象で、通院保険金の支払日数は90日が限度となります。

④病院費用 病院費用については保護者負担となります。

その後に傷害保険金の請求手続きに入りますので、支払いが遅れますことを予めご理解ください。

8. 保護者からの届け出について

下記の事由に該当する場合は、届け出が必要です。

事由	提出書類	提出期限
申請書等の記載内容に変更が生じた場合	変更内容によって書類の提出が必要となる場合があります。	変更が生じ次第速やかに
退所する場合	退所届	<u>退所する月の20日</u> (例：7月で退所する場合、提出期限は7月20日)
延長育成の利用を中止する場合	延長育成利用解除届	解除する月の末日
延長育成の利用を登録する場合	延長育成利用申請書（様式5）	登録する月の前月末日

※提出期限は、当該日がけやキッズ休所日の場合は、直前の開所日に前倒しとなります。

※申請書等の記載内容に変更が生じた場合の具体例

- ・ 児童または保護者の住所・氏名・緊急連絡先・一時帰宅先等に変更が生じたとき
- ・ 保護者が保育できない状況に変更が生じたとき（勤務条件の変更・転職・退職など）
- ・ 保護者が育児休業を取得するとき等、けやキッズに入所する要件を満たさなくなるとき

9. 入所許可の取り消しについて

次に挙げる事項が生じた場合は、入所許可を取り消します。

- 退所届の提出があったとき
- 転校するとき
- 病気、その他の理由により長期欠席するとき
- 保護者が育児休業を取得するとき
- 提出いただいた同意書の同意内容が守られないとき
- 保護者が家庭において保育することが可能になったとき
- 無断欠席が著しいとき
- 入所申請書及び児童の健康状況表の記載内容が事実と異なることが判明したとき
- 育成料・おやつ代等の滞納が著しいとき
- 児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行ったとき
- けやキッズの運営に著しく支障をきたしたとき
- 週3日以上の利用がない状態が続くことが見込まれるとき（長期休業期間中は除く）

10. 令和6年度 けやキッズ入所申請書類について

入所申請に必要な書類

※ 入所を申請する児童1名につき1部ずつ提出してください（5～7は必要な方のみ）

1. 入所申請書（様式1）
2. 児童の健康状況表（様式2）
3. 保護者が保育できない状況を示す証明書（勤務証明書（様式3）等）
4. 同意書（様式4）
5. 延長育成利用申請書（様式5）（必要な方のみ）
6. 育成料減免申請書（様式6）（必要な方のみ）
7. 入学式前受入希望調書（様式7）（新1年生で必要な方のみ）

【注意事項】

- 申請書類は児童1名につき1部ずつ提出してください。（勤務証明書などは、2人目以降の児童分はコピーでもかまいません）。
- 申請書類不備の場合は、受け付けできないことがあります。
- 期限までに書類が揃わない場合は、令和5年11月20日（月）午後5時までに、けやキッズまでご相談ください。
- 各申請書類への記入は黒色ボールペンを使用してください（消えるペンや鉛筆は使用不可）。
- 訂正する際は、訂正箇所を二重線で消してください（修正テープや修正液は使用不可）。
- 各申請書類の申請日は、提出日（申請日）の日付をご記入ください。
- ※ 郵送による入所申請書類の提出については、記入漏れ等の不備があった場合、けやキッズから問い合わせをさせていただきます。不備の内容によっては、来所していただく可能性がありますのでご注意ください。

1. 入所申請書（様式1）

- ・入所を希望する児童1名につき1枚の提出が必要です。

2. 児童の健康状況表（様式2）

- ・児童が安心してけやキッズで集団生活をおくることができるよう状況把握するためのものです。記入漏れのないようにできるだけ具体的に記入してください。
 - ・けやキッズの入所決定に際し、けやキッズから、児童の状況について問い合わせや面談等の連絡をさせていただきますことがあります。
 - ・新1年生については、通われている園所に支援員が訪問させていただく場合があります。
 - ・療育手帳及び身体障害者手帳をお持ちの方は、写真の頁及び判定日が記されている頁のコピーを提出してください（令和5年度在籍児童についても再度提出が必要です。）
 - ・医療機関が証明した診断書・意見書をお持ちの方は、原本又はコピーを提出してください（令和5年度在籍児童についても再度提出が必要です。）
 - ・療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けていない児童であっても、けやキッズでの生活に配慮が必要な場合は、児童の健康状況表へご記入のうえ、事前にけやキッズへご相談ください。
- ※ 入所決定後に、健康状況表の記載内容と事実が異なることが判明した場合、入所許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

3. 保護者が保育できない状況を示す証明書（保護者それぞれについての証明が必要です。）

- ・証明から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・勤務証明書は、けやキッズ入所申請用（様式3）または記載内容がそれに準ずるものとし、（様式3）以外で提出いただいた場合や記載内容に不備がある場合は勤務先に問い合わせをすることがあります。できる限り（様式3）にて提出いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ※ シフト制勤務等、提出された勤務証明書のみで勤務時間が確認できないと判断される場合、直近3ヶ月分のシフト表等の添付書類の提出を求める場合があります。

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就労・就学	①現在勤務中の場合 ⇒ 事業所の証明印を受けた「勤務証明書」（様式3） ② 自営の場合 ⇒ 「勤務証明書」（様式3）と事業内容がわかる書類（開業届、営業許可書または確定申告書控の写し） ※いずれも用意できない場合はご相談ください。 ③勤務先が内定している場合 ⇒ 事業所の証明印を受けた「勤務証明書」（様式3） ④内職の場合 ⇒ 依頼主の証明印を受けた「勤務証明書」（様式3） ⑤求職中の場合 ⇒ 「その他特別事情の申告書」（※） ⑥就学中の場合 ⇒ 「在学証明書」及び「時間割表」等（就学時間がわかる書類）
疾病・障がい等	② 病気等療養中の場合 ⇒ 「診断書」 ③ 障がいがあり児童の保育ができない場合 ⇒ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写しや「診断書」（介護が必要であることがわかる書類）

介 護 等	保護者が、病気療養中の方や障がいを持っている方の介護をする必要がある場合 ⇒ 被介護者の「身体障害者手帳」等の写し
災害の復旧 その他	けやキッズへご相談ください（※必要に応じて書類の提出をお願いしています）。 さくら園等に母子通園されることが理由でけやキッズの利用を考えられている方はけやキッズまでご相談ください。

（※）「その他特別事情の申告書」が必要な方はけやキッズまでお問合せください。

4. 同意書（様式4） 内容を確認の上、全ての項目に同意頂く必要があります。

5. 延長育成利用申請書（様式5） ⇒ 希望者のみ提出

6. 育成料減免申請書（様式6） ⇒ 希望者のみ提出

7. 入学式前受入希望調書（様式7） ⇒ 新一年生で希望者のみ提出（※）

・ 利用を希望する場合（利用する可能性がある場合も含む）は、入所申請書と一緒に提出してください。また、提出後に欠出を変更する場合はけやキッズまでご連絡ください。

提出先および提出期間

申請する児童	提出方法	受付期間
新1年生及び現在けやキッズに入所していない児童	けやキッズへ直接提出または郵送提出	<u>令和5年11月1日(水)</u> <u>～令和5年11月28日(火) 午後5時</u> 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 祝日を除く
現在けやキッズに入所している児童及びそのきょうだい	けやキッズへ持参（郵送不可）	<u>令和5年11月1日(水)</u> <u>～令和5年11月25日(土)の開所時間内</u> ※ 日・祝日を除く

提出先：川西市けやき坂3-30-9 けやキッズ 宛

- 提出期限までに提出できない事情がある場合は、令和5年11月20日（月）午後5時までに、お電話にてけやキッズ（☎：070-2675-9934）までご連絡ください。
へご相談ください。
- 公設クラブと民設クラブともに申込みを行う重複申込み（いわゆる併願）については、令和6年1月31日（水）までできませんのでご了承ください。
- 入所申請後に入所を取りやめる場合は、令和6年2月9日（金）午後5時までにお電話にてけやキッズ（☎：070-2675-9934）までご連絡ください。

※ FAX、メールでの申請は受け付けていません。

12. 入所の選考から入所までについて

入所の選考及び決定について

① 入所選考

申し込みがあった児童については、要件を満たしており定員内の人数であれば入所を決定します。ただし、入所受付期間終了時点で定員を超えている場合は、児童の学年、保護者の就労日数

および就労時間、家庭の状況等により調整し、入所を決定します。定員超過により入所できない児童については、待機していただくこととなります。

② 入所の案内のお知らせ

◆通常募集期間（令和5年11月1日～令和5年11月28日）に申請された方

令和6年1月中旬～下旬に、けやキッズから入所の内定または待機の通知を郵送します。

※内定後に入所を取りやめる場合は、令和6年2月9日（金）午後5時までにお電話にてけやキッズ（☎：070-2675-9934）までご連絡ください。

入所説明会について

①日時：令和6年3月9日（土） 午前10時から（予定）

②場所： けやキッズ

③対象：新1年生及び令和6年度から新たに入所する新2・3・4・5・6年生の児童と保護者

- けやキッズ利用における説明書類等をお渡ししますので必ず上記の入所説明会に出席してください。
- 詳細は内定の通知にてお知らせします。
- 当日出席できない方は、けやキッズへ事前に直接連絡してください。
- 事前の連絡なく欠席された場合は、入所することができませんのでご注意ください。

新1年生の春休み中の入所について

- 新1年生については、入学式の翌日からの入所になります。ただし、保護者または保護者の代理人（18歳以上）による送迎が可能な場合に限り、4月1日からの入所を許可します。
- 入学式前に入所を希望する保護者は、「入学式前受入希望調書（様式7）」に必要事項をご記入のうえ、入所申請書と一緒に提出してください。

13. 年度途中から入所の手続きについて

- 4月1日以降、年度途中の入所については、入所希望月の前月の1日から受付を行います。
- ※ 1日が、土・日・祝日の場合は、次の開所日となります。
- 入所申請の締め切りは、入所希望月の前月20日です。20日が土・日・祝日の場合は、直前の開所日に前倒しとなります
- 入所審査後、けやキッズにおいて、面談（保護者・児童・支援員等による面談）を行い、入所の許可決定の後に児童が通所できるようになります。
- ※ けやキッズでの面談に来られない場合、入所許可をすることができません。
- 申請書類を全て提出していただいてから概ね1週間の日数を要します。

提出書類チェックリスト(提出不要)

けけキッズへの入所申請には、以下1～7の書類の提出が必要です（5～7は必要な方のみ）。
提出前に提出書類の記入漏れ・提出漏れがないことをご確認ください。

- ◇ きょうだい同時に申し込む場合、申請書類は児童1人につき1部必要です
(勤務証明書などは、2人目以降の児童分はコピーでもかまいません)。
- ◇ 必ず提出が必要な書類(下記1～4)に不備がある場合、申請を受理できないことがありますので
ご注意ください。

(提出物チェックリスト)

下記の No.1～No.7 の提出物をご確認ください

	No.	申請書類	確認内容	チェック欄
必ず提出が必要な書類	1	入所申請書	・ふりがな等、記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
	2	児童の健康状況表	・記載事項に誤りはありませんか (両面あります)	<input type="checkbox"/>
	3	保護者が保育できない状況を示す証明書	・保護者の方の人数分ありますか ・会社の印鑑は押してありますか	<input type="checkbox"/>
	4	同意書	・すべての項目にチェックされていますか	<input type="checkbox"/>
必要な方のみ、入所申請時に提出していただく書類	5	延長育成利用申請書	・送迎する方の連絡先など、記入漏れはありませんか	<input type="checkbox"/>
	6	育成料減免申請書	・減免認定のための同意欄にチェックいただいていますか ・必要な添付書類は揃っていますか	<input type="checkbox"/>
	7	入学式前受入希望調書	・送迎などの注意点を把握されていますか	<input type="checkbox"/>